

23 踏切道

【基本的考え方】

全ての人が安全に踏切道を渡ることができるように、歩行者空間を確保する。

整備基準

踏切道は、次に掲げる構造とすること。

ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。

イ 踏切道の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。

ウ 踏切道内は、平坦でぬれても滑りにくい仕上げとすること。

エ 視覚障害者が多く利用する道路の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを敷設し、踏切道手前部の点状ブロックに適切に誘導すること。

オ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる（輝度比が確保される措置を講ずることができる場合に限る。）。

カ 視覚障害者が多く利用する踏切道内には、視覚障害者が進行方向を見失うことを防ぐとともに踏切道の外にいと誤認することを回避するため、踏切道内誘導表示（踏切道手前部に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。

基準の解説

凡例： 都と同等遵守

都と同等整備

区追加遵守

区追加整備

踏み切り前の待機スペース	歩行者が安全に留まることができる空間は、道路編「16 歩行者広場」を参照する。	
視覚障害者誘導用ブロック	踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切道の外にいと誤認することを回避するため、視覚障害者誘導用ブロックとは違う表面に凹凸のついた誘導表示等を設ける。整備にあたっては、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン(国土交通省)」を参照すること。	